



日立健康管理センタより 産業保健の話題をお届けします

【合理的配慮の提供が義務化です】 産業医：渡辺祐哉

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から**障がいのある人への合理的配慮の提供が事業者にも義務化**されました。行政機関等と事業者は、障がい者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の**意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること**、とされています。

合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人と事業者が対話を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です（建設的対話）。対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあります。対話の際には、「前例がない」「特別扱いできません」「もし何かあったら・・・」など、建設的対話を避けるような考え方は控える一方で、事業者の「過重な負担」にはならないよう、個別の事案ごとに考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することになります。

従業員からの相談や、事業者が判断に迷うケースがあれば、産業保健スタッフが相談に乗ることもできます。



教えて（日健セ）



Q. 下肢の障がいので車いすの方から、出入りするすべての箇所にスロープをつけてほしいと言われたら、対応しなければなりませんか？



A. 障害者差別解消法第5条によると、上記のような「環境の整備」は努力義務となっています。過重な負担とならない範囲で申出者と相談することが必要です。

健診・保健指導などの健康情報は [こちら](#)

日立健康管理センタ HP

<https://www.hitachi.co.jp/hospital/nikkense/>



1年に1回の間人ドックは、
『日立健康管理センタ』を
ご利用ください。

次回は7月初旬頃に記事をお届けします